

～いじめ問題に関する再度の緊急メッセージ～

「いじめ防止対策推進法」が施行されてから10年余りが経過しました。しかし、児童生徒間のいじめはより潜在化しており、教員が発見することがますます難しくなっています。インターネットを使った学外でのいじめの場合はなおさらです。痛ましい出来事も後を絶ちません。いじめによる自殺や不登校などの「重大事態」の件数は増え続けています。学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数は高水準で推移し、法務省の人権擁護機関が、令和5年に新たに受理した事件数は、1,185件となっています。令和5年7月7日には、文部科学省から、「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態への適切な対応等の徹底について（通知）」が発出されています。

全国人権擁護委員連合会として、改めて緊急メッセージを発信させていただきます。

いじめをしている人は遊び半分やストレス解消のつもりかもしれませんが、いじめは相手の人を死に追いやりかねません。自分の人生も取り返しのつかないものにしかねません。いじめは絶対にしないでください。いじめをしている人はすぐにやめてください。いじめを受けている人、いじめを見た人、いじめを聞いた人は、私たち人権擁護委員に連絡・相談してください。

小中学校を通して全国の小中学生に配布した「子どもの人権 SOS ミニレター」を使って連絡・相談しても、全国共通・無料の「子どもの人権110番」(0120-007-110)に電話してください。メールも受け付けています。LINE相談も行っています。秘密は必ず守ります。

私たち人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、「人権」を護り、救済するための仕事に取り組んでいます。いじめを、そして、仕返しをストップさせるために、全国1万4千人の人権擁護委員が全力を尽くします。どうか声をあげて、私たちに助けを求めてください。保護者の皆さんも、お子さんを護るために、気になることがあれば遠慮なく、人権擁護委員に声をかけてください。

人の命はかけがえのないもので、こどもの未来は人類の未来なのです。この未来を希望に満ちたものにしたい。これが私たちの願いです。

令和6年7月19日
全国人権擁護委員連合会